

令和7年度 第1回

茨 木 市 住 居 表 示 審 議 会

- 会 議 録 -

会 議 録

(敬称略)

会議の名称	令和7年度第1回茨木市住居表示審議会
開催日時	令和7年8月21日(木)10時00分開会・10時45分閉会
開催場所	南館3階 会議室
会 長	岡 絵理子
出席者	<p>[ 委 員 ]</p> <p>岡 絵理子、森 道哉、染川 隆司</p> <p style="text-align: right;">&lt;以上学識経験者&gt;</p> <p>平川 大地、西尾 陽介、信藤 竜治</p> <p style="text-align: right;">&lt;以上関係行政機関の職員&gt;</p> <p>速水 清</p> <p style="text-align: right;">&lt;以上特別委員&gt;</p> <p style="text-align: right;">(以上、計 7名)</p>
欠席者	なし
事務局	足立副市長、岡田都市整備部長、古谷都市整備部次長兼北部整備推進課長、新開都市政策課長、諏訪都市政策課推進係長、細井都市政策課主査、佐々木都市政策課主査
議題(案件)	<p>1 茨木市住居表示審議会会長の選出について</p> <p>2 諮問</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「大字福井、大字安威、東福井四丁目および山手台一丁目」の各一部の区域における住居表示の実施・変更について</li> <li>・「大字佐保、大字福井、大字生保、大字大岩および大字大門寺」の各一部の区域における住居表示の実施について</li> </ul>
傍聴者	オンライン傍聴1名

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○佐々木	ただ今から令和7年度第1回茨木市住居表示審議会を開会する。 開会にあたり、足立副市長からあいさつを申し上げる。
○足立副市長	(あいさつ)
○佐々木	本日の出席状況であるが、委員総数7名の皆様にご出席いただいております。茨木市住居表示審議会規則第7条第2項の規定により、本日の審議会は成立している。また、音声のみの配信にはなるが、1名の方がオンラインで傍聴されている。 本日は委員改選後、1回目の審議会のため、委員の皆様を紹介する。  (学識経験者、関係行政機関の職員、特別委員、を順次紹介)
	<b>1 茨木市住居表示審議会会長の選出について</b>
○佐々木	それでは、今年度の本審議会の会長の選出をお願いします。本審議会の会長は茨木市住居表示審議会規則第6条第1項の規定により、委員の互選により定めるとあるが、委員改選後、初めての審議会ということもあり、委員の中からお推薦いただくのも難しいかと思うので、事務局よりご提案申し上げます。よろしいか。  (異議なし)
○佐々木	本審議会での経験年数の長い岡委員をご提案する。岡委員に会長としてご就任いただくことに異議はないか。  (異議なし)
○佐々木	それでは、岡委員に今年度の茨木市住居表示審議会会長をお願いします。以後、本審議会の進行を岡会長をお願いします。
○岡会長	これより茨木市住居表示審議会規則第7条の規定により会長を務めさせていただきます。委員間での活発な議論と円滑な議事運営へのご協力をお願いします。 さて、茨木市住居表示審議会規則第6条第3項の規定により、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理することとなっている。ここで、私より代理の方を指名したい。

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
	<p>公共政策や行政に精通しておられる森委員にお願いする。</p> <p><b>2 諮問</b></p>
○岡会長	<p>本日は、茨木市住居表示審議会規則第2条に基づき、茨木市長より諮問を受けている「大字福井、大字安威、東福井四丁目および山手台一丁目の各一部の区域における住居表示の実施・変更について」、また、「大字佐保、大字福井、大字生保、大字大岩および大字大門寺の各一部の区域における住居表示の実施について」を調査審議し、意見を述べることとする。</p> <p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
○諏訪係長	<p>(事務局説明)</p>
○岡会長	<p>事務局からの説明は以上である。何か意見や質問はあるか。</p>
○森委員	<p>感想であるが、今回の彩都もえぎ、あけぼのは、従来からある彩都やまぶき、あさぎ、あかね、はなだという地名と同様にひらがなで表示され、統一感があると感じる。配色も穏やかな色使いとなっており、地名を決定した背景もよくわかる。</p> <p>住居表示は様々な方が混乱しないことが、重要だと考えるが、こちらについても、従来の考え方を踏襲していると理解した。</p>
○平川委員	<p>色の使い方など素晴らしいと感じる。郵便局の配達業務に混乱が生じないよう、しっかり調整していきたいと考える。</p>
○岡会長	<p>私の方から一点、シンボルカラーの取組については、色によって使い方を考える必要があると感じている。彩都あさぎでは公園の案内看板をすべてあさぎ色にしているが、彩都はなだでは、はなだ色をラインで表示している。今回住居表示を実施する彩都あけぼののあけぼの色は、サーモンピンクのような色となるので、景観への配慮が特に必要かと思う。</p> <p>シンボルカラーが事業者のイメージカラーと反発色となると、全体的な統一感が損なわれる恐れがあるので、事業者への協力依頼は、できればシンボルカラーを使用いただきたいという程度に留め、色決めのきっかけとなるようになればいいのではと感じている。</p>
○新開課長	<p>岡会長より、ご指摘いただいた件について、彩都西部のまちびらきから、この取り組みを進めてきたが、本市において、令和6年3月に景観計画の変更や、新たに屋外広告物条例を策定するなど良好な景観形成に向けた取</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 (案 件) ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
○岡会長	<p>り組みを進めているところである。彩都は特に自然環境に配慮した景観形成を進めていく必要がある地域なので、事業者との協議において、シンボルカラーの使い方は、彩都の山並みなどに配慮した形でお願いしたいと考えている。</p> <p>他にご意見等なければ、質疑を打ち切らせていただき、答申に移らせていただく。諮問のあった“審議案件（１）”については『彩都もえぎ二丁目』、“審議案件（２）”については『彩都もえぎ四丁目、彩都あけぼの一丁目』が妥当であると思うが、いかがか。</p> <p>また、町名に関することに加えて、先にまちびらきが行われた「彩都あさぎ、彩都やまぶき、彩都あかね、彩都はなだ」などと同様に、町名に用いられた色が地区のシンボルカラーになる取り組みを進めていただくことを盛り込んだ内容にしたいと考えるが、よろしいか。</p> <p>(異議なし)</p>
○岡会長	<p>では、市長への答申は、</p> <p>『住居表示については平成 14 年度の本審議会における答申内容を尊重し、“審議案件（１）”については、「彩都もえぎ二丁目」が、“審議案件（２）”については、「彩都もえぎ四丁目、彩都あけぼの一丁目」が妥当である。</p> <p>先にまちびらきが行われた「彩都あさぎ」、「彩都やまぶき」などと同様に、「もえぎ色」と「あけぼの色」が地区のシンボルカラーとなるような取り組みを図られたい。また、新町名とその由来を市民に幅広く周知するよう努められたい。』とする。</p> <p>(異議なし)</p>
○岡会長	<p>これで、本日の予定案件は全て終了となる。</p> <p>以上をもって、令和 7 年度第 1 回茨木市住居表示審議会を閉会とする。</p> <p>事務局から連絡事項があればお願いします。</p>
○佐々木	<p>委員の皆様には、活発なご議論をいただき感謝する。今回の審議会をもって今年度の審議会については終了予定である。</p> <p>事務局からは以上である。</p> <p>(10 時 45 分閉会)</p>